指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の運営規程の記載例

＊下記は記載例であり、記載内容は、基準を満たす限り、任意のもので構いません。

　（事業の目的）

第１条 ○○法人○○が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指

　導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び

　管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下｢要介護者等｣

　という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等が居宅においてその有する能

　力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、そ

　の居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び

　指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他

　保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関

　係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

　（事業所の名称等）

第３条　居宅療養管理指導等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名称 ○○法人○○

　（保険医療機関等として指定を受けた名称とします）

２　所在地　岡山県○○市………

　（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　居宅療養管理指導等を行う従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりと

　　　する。

１　医師　　 人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

　 居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等　に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに　限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法　等についての指導及び助言を行う。

２　歯科医師　　人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

　　居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業　者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うも　のに限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護　方法等についての指導及び助言を行う。

３ 薬剤師　　　人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

 医師又は歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行う。

４　歯科衛生士　人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

 訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、実地指導を行う。

５　管理栄養士　人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

 医師が厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は低栄養状　態にあると判断した場合に、医師の指示に基づき、居宅を訪問し、栄養管理に係る情報　提供及び指導又は助言を行う。

６　看護職員（保健師、看護師、准看護師）　　　人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

 医師が看護職員の訪問による相談支援が必要であると判断した場合に、居宅を訪問し、 療養上の相談及び支援を行う。

　（営業日及び営業時間）

第５条　居宅療養管理指導等を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１ 月３日までを除く。

２　営業時間　午前○時から午後○時までとする。ただし、土曜日は、午前○時から午後　　　　　　○時までとする。

　（事業の内容）

第６条 居宅療養管理指導等の事業の内容は、次のとおりとする。

１　要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。

２　居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

３　要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導

　や助言を行う。

４　その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

　（居宅療養管理指導等の種類）

第７条　提供する居宅療養管理指導等の種類は、○○(従業者の職種)によるものとする。

　（利用料その他の費用の額）

第８条　居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

１　利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅療養管理指導等が

　法定代理受領サービスであるときは、その１割又は２割の額とする。

２　居宅療養管理指導等の提供に要した交通費は、利用者から実費を徴収する。

３　前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して、事前にサービスの内

　容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

 （事故発生時の対応方法）

第９条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速

　やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な

　措置を行う。

２　事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべ

　き事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

 （虐待防止のための措置）

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるもの

　とする。

　(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

　(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

　(3) その他の虐待防止のために必要な措置

２　事業者は、居宅療養管理指導等の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者

　（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を

　発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

　（成年後見制度の活用支援）

第11条 事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方

　法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

　（苦情解決体制の整備）

第12条 事業者は、居宅療養管理指導等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切

　に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、居宅療養管理指導等の提供に関し、法第２３条の規定により市町村が行

　う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若し

　くは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助

　言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、提供した居宅療養管理指導等に係る利用者からの苦情に関して国民健康

　保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助

　言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

 （個人情報の保護）

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する

　法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な

　取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びそ

　の家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るも

　のとする。

　（その他運営に関する重要事項）

第14条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

１　事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用

　契約の内容とする。

４　事業者は、居宅療養管理指導等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５

　年間保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人○○会が定めるも

　のとする。

　（附則）

　この規程は、平成○年○月○日から施行する。